分権 括法 の意義と残された課題

これからの自治について語っていただいた。第一次地方分権一括法による改革。第一次地方分権一括法による改革。

自治紛争処理委員制度を利用して全国ではじめて

徳本博文·我孫子市農業委員会事務局/元我孫子市農政課長



現在、再任用職員として農業委員会事務局 中環境経済部次長。二〇一六年三月退職。 年環境経済部次長。二〇一六年三月退職。 年環境経済部次長。二〇一六年三月退職。 年環境経済部次長。二〇一六年三月退職。

に勤務(市長部局と併任)。

●──-県知事の農振計画変更不同意の取り消しを

二度にわたって審査の申し出を行いました。
一年にかけて、農業振興地域整備計画(以下、「農振計画」)
一年にかけて、農業振興地域整備計画(以下、「農振計画」)
我孫子市は、地方分権推進一括法で導入された自治紛争処

おいては、画一的な縛りで「調整」されてしまうわけにはい不同意決定を下すまでには至らないと思われますが、本市にほとんどは、都道府県との下協議の段階で調整され、知事が一般に、市町村が行う農振計画(農用地利用計画)変更の

かない事情がありました。

六団体が農振計画(農用地利用計画)変更協議における「知 をとは認めがたい農地について、何年にもわたり地元農業 者や関係者と話し合い、検討を重ねてきた上での計画変更で もありましたので、強い意志をもって県との協議を進めました。 下協議を経た法定協議で、県知事は国(農水省)の判断をも とに不同意としましたが、県の担当職員は、国と市の板挟み とに不同意としましたが、県の担当職員は、国と市の板挟み

っていたかも知れません。事同意」の廃止を求めていたことも、こうした対応につなが

今回の申出事案は、形式的には不同意を決定した県知事が今回の申出事案は、形式的には不同意を決定した県知事が今回の申出事案は、形式的には不同意を決定した県知事が

て判断を下したことは非常に残念に思います。の矛盾を追及せず、国(農水省)の言い分をそのまま採用し治紛争処理委員が、画一的な「枠付け」の不合理やその運用審査は本市の主張が認められない結果となりましたが、自

♪──地域に責任を負うのは市町村

用法制や税制などの改革も含めた総合的な土地利用行政が求要です。従前の枠を超えた特段の施策とともに、他の土地利経営を維持・向上させることが可能となる仕組みづくりが必要ですが、多くの市町村で農業離れや農地の遊休化が進んで要です。後種の枠を超えた特段の施策とともに農地が有効にみのが実情です。農地確保対策では、実際に農地が有効に要です。後種の安定供給とともに農業のもつ多面的な機能を今日、食糧の安定供給とともに農業のもつ多面的な機能を

"古希"を迎えた地方自治法

められます。

及を作っていく必要があります。 町村が地域の実情を踏まえて計画と施策に責任を持てる仕組で有効かつ適切な農地確保対策と役割分担を十分協議し、市で有効かつ適切な農地確保対策と役割分担を十分協議し、市で有効かつ適切な農地確保ができなくなることを懸念して農地められ、優良農地の確保ができなくなることを懸念して農地国 (農水省) は、「縛り」を緩めれば無秩序に農地転用が進国 (農水省) は、「縛り」を緩めれば無秩序に農地転用が進

――――自治体の力量を高めて分権改革のさらなる推進を

ついて、各方面に問題提起をすることもできました。りましたし、農地関係法令とその運用の矛盾や抱える課題に取り組もうとする我孫子市の姿勢を内外に発信することにな取り組もうとする我孫子市の姿勢を内外に発信することになら回、自治紛争の審査申出にかかる取り組みを通じ、結果

(注) 無いにないによいまでは言えばしの子で見せた。 限尊重される改革として実を結ばせる必要があります。 議のなかでしっかり整理し、市町村の自主性・自立性が最大け」「枠付け」の個別の残された課題についても国と地方の協

きたいと思います。めることが当然に求められます。私もひきつづき努力していめることが当然に求められます。私もひきつづき努力してい改革の推進においては、基礎自治体が自らの行政力量を高

分権の道

中野 修 · 豊中市職員組合特別執行委員/豊中市議会議員

地方分権・財政危機・総合計画とともに21世紀の豊中へ

時の 財政非常事態宣言を発表し、 ったように思います。それは、豊中市が一九九九年一○月に 状況にあったことも関係していたのでしょう。 一○○○年四月に地方分権一括法が施行されましたが、 「現場の肌感覚」として地方分権を意識する空気は薄か 自治体現場が財政再建と向き合 当

溶け込んでいました。 そのベースには、 総合計画基本構想には、分権時代の取り組みがブレンドされ、 トナーシップ」および「効率的・総合的な行財政運営」が 一方、二〇〇〇年三月に市議会で可決された第三次豊中市 施策を貫く二つの仕組みとして「協働とパ

自治基本条例では、 よって練り上げられたものであり、 条例、市民公益活動推進条例は、いずれも市民と行政の協働に 二〇〇三年に制定された健康福祉条例、 自治の原則を「情報共有・参画・協働」 二〇〇七年に制定された 男女共同参画推進



一九六○年生ま

一九六〇年生まれ。一九八二年四月豊中市職特合役員就任(執行委員・書記次長・書記長を経験)。一九九八年一一月市役所退職。一九九九年五月豊中市議会議員就任(現在五期目)。二〇一〇年九月まで議員と市職役員を兼務。二〇一〇年一〇月から市職員組役員を兼務。二〇一〇年一〇月から市職員組役員を兼務。二〇一〇年一〇月から市職員組

組みのなかで進められ、「行政だけではできない施策」と向き 透してきました。 合うことを通じて、 と定めました。これらの条例制定も、第三次総合計画の取 行政内部に「協働の意識」が少しずつ浸 n

に策定された行財政改革大綱と、二〇〇七年に策定された新 ・行財政改革大綱に基づき、 また、効率的・総合的な行財政運営としては、 二〇一三年三月に財政非常事態を脱するに至りました。 一五年間の苦難の取り組みを経 一九九八年

地方分権推進委員会最終報告は「分権原論

国への依存心を払拭し、 度合いを深めてきている(中略)地方公共団体はこの機会に、 してみると、「地方公共団体の関係者及び住民への訴え」とし い自治の道を真剣に模索してほしい」「男女共同参画の実現 二〇〇一年六月の「地方分権推進委員会最終報告」を再読 「国と地方公共団体の財政の危機的状況はその深刻さの 自己責任・自己決定の時代にふさわ

を創造してほしい」と、熱く語られています。 「地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の『公共社会』 分権型社会の創造は完成しないというべきである」

女共同参画や協働による公共社会の創造も先見していたので 織り込み、それを乗り越えて自治の道を模索せよと示唆し、男 最終報告は、全国の自治体の財政危機を分権推進のなかに

豊中市職員組合が取り組んだ分権のリ ーディング

ました。 づくりキーワード』という冊子(A5判二三○頁)を発行し に『2001分権のすゝめ~気ままに選んだ とよなか・まち 豊中市職員組合では、 地方分権を意識し、二〇〇一年四月

そこには、

地方分権時代を迎え、

4 にあたり、 スを決定していく

とよなか・まちづくりキーワード づける なける 編集:自治労豊中市職員組合 「とよなか・まちづくりキーワード」編集委員会 多くの職員の協

'古希"を迎えた地方自治法

2001

自治体が自己責任によっ 職場を貫く情報共 識がありました。 要だという問題意 て地域公共サ 情報発信が必 自治体 ました。

解説した本冊子をあらためて再読すると、 力を得ながら、 慨を覚えます。 市政の各分野の課題を一五六のキーワ 時を経た営みに感 | |F で

万自治基本法構想」に導かれて取り上げたことを思い起こし 前述の「自治基本条例」は、自治労・自治総研作成の 地

事業が展開されています。 援センターが配置され、 育て支援センター」は、 として実現しました。当面する課題をキーワードとした「子 の戸別ごみ収集と安否確認を兼ねた「ひと声ふれあい収集」 現場からの「福祉収集」というキーワードは、高齢者宅等へ 現在、 地域におけるきめ細かな子育て支援 市内一六ヵ所に地域子育て支

ことは、豊中市社会福祉協議会との協働、地域の人たちとの 協働、そして協働に努力する市職員のベストミックスとなり 四回の市民・事業者フォーラムなどをていねいに積み重ねた まで、二年をかけて、市内三八ヵ所すべての校区福祉検討会 また、「健康福祉条例」に基づく豊中市地域福祉計画の策定

感じます。 に取り組まれていることに、 くの課題を乗り越え、 ふりかえると、二〇〇一年当時のキーワー 今もさまざまな施策が発展的・ 分権時代のやわらかな移ろいを ドに示された多

地方分権、 見えてきた自治型社会への道 残された課題

大石田久宗:三鷹市社会福祉事業団常務理事

暮らしを変える制度改革

1 バス停の位置も変えられない

務にはじまり拘束力の強い法に基づく制度執行と現実の実務 置すら動かせない自治体に、まちづくりができるのかと歯が との狭間で粘り強く調整を実践する日々を送ったのであった いた私は、結果として入庁後二○年間は、選挙事務、戸籍事 ゆい思いをしたのを覚えている。学生の頃から市民参加、 ス停留所の位置の問題があった。許可がなければバス停の位 分権改革のはじまりの議論に、 自治を自治体で実践、実現することを目標に意気込んで 自治体内交通の要であるバ

(2)「自治が広がる」に結集

改革が制度的に現実のものになる頃は、 九九〇年代後半、 機関委任事務の廃止を中心とした分権 自治体職員が自主研



会備祉事業団理事、二○一六年より現職。○○一年同部次長、二○○九年都市整備部長を調整担当部長、二○○九年都市整備部長を調整担当部長、二○○四年健康福祉部 中央大学非常勤講師(現在に至る)、生活文化部コミュニティ課長、一九九部卒業、同年三鷹市役所入庁。一九九 ニティ課長、一九九八市役所入庁。一九九六十二年中央大学法

環境、 員が執筆したことの意義は大きかったと考えている。 多岐に渡る。若き研究者と組織の圧力に負けない自称熱血職 直し、福祉施設の設置基準の緩和、教育行政など提案内容は 治体の分権時代にふさわしい骨格となる情報公開条例、 行ったのである。現場の実感あふれる内容であった。私は自 ち上げ、都市計画から福祉・教育まで幅の広い実務的提案を 究を盛んに行っている時代で、 参加条例、 の職員と研究者が力を合わせて「地方分権推進研究会」を立 都市計画、保育園、生活保護に関連した通知行政の見 自治基本条例などを提案させていただいた。税金、 自治体学会も設立され、 市民

(3) 自治体の主体性、職員の主体性

財政的正統性を確認する必要がある。制度的根拠が不可欠だ ビスは基準となる法、条例といった制度により公平性、透明性、 市民のくらしを充実するのが自治体の役割だが、 公共サー

できれば、現在は変更可能となったバス停の例もある。自治 夫などが一例である。また、制度は変わらないが、管理・許 えば、戸籍の届出で、夫の暴力に逃げ惑う妻を守るための工 的執行の間には必ず前述したように隔たりが存在する。たと 向けた姿勢が根底には必要だ。 体総体の主体性、そして何より職員の市民サービスの充実に 可権者の姿勢が変わることにより、市民要望がある程度確認 しかし、それだけで十分ではない。制度内容と実務

(4) その後の幕間劇

担だけが残った。一方的に市町村に仕事が移管されるのを分 京都の事務処理の特例に関する条例)。しかし、専門職員を擁 権とはいわないだろう。 しない市町村は東京都に再度委託依頼せざるを得ず、財政負 を委任条例に基づき市町村の仕事とした(市町村における東 分権の名のもとに東京都はマンションの水道タンクの点検

性の要として望んでいた権限であり、 ばかってのことではあろうが、三○年以上まちづくりの主体 りでお願いしたいと発言したのである。広域調整権をおもん 部長説明会で、指定方針・指定基準について、これまでどお 地域地区(用途地域)の権限が分権化されるのに先立つ担当 また、都は二〇一二年~二〇一三年頃、市町村に都市計画 勝ち取るために努力し

"古希"を迎えた地方自治法

るが。 創意工夫と広域調整への一定の配慮により策定したのではあ さったのだ。もちろん、各自治体とも指定方針・指定基準は てきた三多摩の部長職の怒号は、都の担当課長の胸に突き刺

自分がしてほしいことを相手にする地域社会へ

とリンクする課題となっている(地域生活支援総合事業)。 護保険のサービスのなかの介護予防事業は今後の重要なテー 問題はあるものの、施策の具現化に向けた事業内容が自治体 である。 マであり、 の工夫にゆだねられる部分が大きくなっている。たとえば介 社会保障制度は、 まさに自治体のこれまでのコミュニティ行政の歴史 地域における支えあいの関係づくりが大きな課題 介護保険や子育てに見られるように財源

型社会に向けた動きは加速する。 難を撥ね退け、 関係も職員を苦しめる要素だ。変化する地域社会のなかで困 する職員への圧力はむしろ強まっているのだ。政治と行政の を増している。 組むべき課題は、すでに見えている。しかし、 けや権力の維持のための使い捨て人事など内部環境は厳しさ 分権改革を進めてきた私たちが自治の具現化に向けて取り 地味な実務を積み上げ、発信し行動しようと 市民活動の連携づくりをどう進めるか、 組織のしめつ

分権型社会を切り拓けるか 試される自治体

出石 **稔** · 関東学院大学法学部教授

「地方分権一括法」による中央集権体制の打破

係となる地方分権社会の到来を迎えたのである。 改正したもので、 整備等に関する法律」である。同法は、四七五法律を同時に 国の事務を執行する機関委任事務制度の廃止である。 なものであった。最大の成果は、首長などが国の機関として 四月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の 「地方分権一括法」というと、どの法律を思い浮かべるだろ 中央集権体制が打破され、国と地方が対等・協力の関 最初に地方分権一括法と称された法律は、二〇〇〇年 地方自治の仕組みを抜本的に改めた画期的 同法に

ざす取り組みにもつながった。 市民参加条例など住民自治を進めるための条例の整備を促し り条例など)をはじめ地域の課題を解決するための条例や、 自治基本条例や議会基本条例など、 この第一期地方分権改革は、指導要綱の条例化 独自の自治立法体制をめ (まちづく



いずいし・みのる 一九六一年生まれ。一九八五年に横須賀市一九六一年生まれ。一九八五年に横須賀市 で、一四年より関東学院大学副学長。共編著に、 一四年より関東学院大学副学長。共編著に、 一四年より関東学院大学副学長。 一日本学の 一本学の 一本学の 一本学の 一本学の 一本学の

ことは容易ではなく、職員の意識改革の遅れという現実も重 とは変わらず、 なり機関委任事務体質はなかなか払しょくできなかった。 他方で、 自治体の処理する事務の多くが法定事務であるこ 自治体が地域の実情を踏まえた法執行をする

継続中の六次にわたる地方分権改革

量を高めるため、 方分権改革で積み残した自治体の権限を強化し、 と呼ばれるに至っている。地方分権改革一括法は、 る。この改革は継続中であり、二〇一七年の通常国会には第 改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」であ り制定されてきた「地域の自主性及び自立性を高めるための ことになる。二〇一一年から二〇一六年にかけて六次にわた は、六次一括法のころから総称して「地方分権改革一括法」 七次の法律案が提出される見込みである。これら累次の法律 そうした状況に鑑み、 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの見直 政府は第二期地方分権改革を進める 法執行の裁 第一期地

案募集方式」が採り入れられている。 し・縮減を中心に進められた。さらに五次一括法からは、

など、 基づく道路構造や標識の基準、公営住宅法に基づく入居基準 ともに法定事務への条例制定権を付与したもので、 適用せず、「参酌すべき基準」、「標準」、「従うべき基準」の三 法定事務の執行の基準が政省令で明定され自治体の裁量が著 の歯車を回す潤滑油として強く期待された。実際、道路法に で施設・公物の設置管理基準を定められるようにしたもので 類型に区分した上で、自治体が政省令基準を踏まえつつ条例 しく制約されてきたことに鑑み、政省令基準を自治体に直接 なう「施設・公物の設置管理基準の条例化」である。これは とくに注目されたのが、義務付け・枠付けの見直しにとも 地域にあった基準を条例化する自治体も出現した。 自治体に実質的な執行権があることを明らかにすると 分権改革

例に移譲されていないなどである。加えて、内閣府は、「参酌 すべき基準」については条例による上書き権を創設した旨説 施設・公物の設置管理基準に限定され、許認可基準などは条 うべき基準」については事実上独自基準の設定は不可能、 えるだけの意義が見いだせないといった消極的意識、②「従 るならば、①長年続けてきた政省令に基づく執行の基準を変 自治体も相当数に及んだのも事実である。その理由を列記す 半面、従来の政省令の基準をそのまま(無思考に)引き写す (3)

"古希"を迎えた地方自治法

制定の義務付けといっても過言ではなかろう。 てしまうことは否めない。むしろ、 条例を制定せよとなれば、上記のような自治体の対応になっ はずである。 明するが、 ものであり、 本来上書きとは文字通り、元の基準を書き換える しかし、政省令の基準を存置した上でなおかつ 独自基準が不要であれば条例制定には及ばな 自治体(議会) への条例

道半ばの地方分権改革

は自治体に権限移譲は不要と考えるのではないだろうか。 が地域の自治を進めていくために有効な提案をしないと、 を住民のために有効に使っていかなければならない。 ているともいえる。提案募集方式はその最たるもので、自治体 とはいっても、 自治体は分権型社会を切り拓いていけるのか試され 自治体は分権改革によって与えられた権限 見方に

ことが自治体に求められる。 地方分権改革は十分とはいいがたいが、不十分であったとし 取り組みを「遅々として進んでいる」と述べている。 てもその権限を使って、 片山善博教授(元総務大臣・前鳥取県知事)は地方分権の 一歩でも二歩でも自治を進めていく 確かに

あり、 だ二〇年も経過していない。 半世紀以上続いた中央集権体制が地方分権体制に転じてま その成否は自治体が握っている。 地方分権改革の道程は道半ばで